

「独占禁止法における違反抑止制度の在り方等に関する論点整理」に係る 意見・情報の募集について

平成 18 年 7 月 22 日
内閣府 大臣官房
独占禁止法基本問題検討室

独占禁止法基本問題懇談会 (<http://www8.cao.go.jp/chosei/dokkin/index.html>)
では、昨年(平成17年)4月に成立した独占禁止法改正法附則において、「政府は、この法律の施行後二年以内に、新法の施行の状況、社会経済情勢の変化等を勘案し、課徴金に係る制度の在り方、違反行為を排除するために必要な措置を命ずるための手続の在り方、審判手続の在り方等について検討を加え」とされたことから、同年7月より検討を行っております。

このたび、独占禁止法基本問題懇談会では、これまでの懇談会における議論を踏まえた「独占禁止法における違反抑止制度の在り方等に係る論点整理」(文責：内閣府 大臣官房 独占禁止法基本問題検討室)を公表し、下記の通り、広く各層の意見を求めることといたしました。「論点整理」は、独占禁止法における違反抑止制度の在り方等について、一定の方向性を示したのではなく、どのような論点があるかを整理したものであり、示された論点に対する意見や今後の検討に際して参考となる情報、「論点整理」には挙げられていないが追加すべき論点等を募ることを目的とするものです。

独占禁止法基本問題懇談会においては、今後、寄せられた意見等を踏まえつつ、また、改正後の独占禁止法の施行状況も注視しながら、引き続き検討を行い、鋭意検討結果のとりまとめ作業を進める予定です。

なお、これまでの独占禁止法基本問題懇談会の活動につきましては、内閣府ホームページ「独占禁止法基本問題懇談会 (<http://www8.cao.go.jp/chosei/dokkin/kaisaijokyo/list.html>)」をご覧くださいませようお願いします。

記

1. 募集期間

平成 18 年 7 月 22 日(土)～平成 18 年 9 月 8 日(金)(必着)

2. 意見・情報の形式

提出される意見・情報の形式は自由です。ただし、「論点整理」中の個々の項目や「委員の意見」に直接関連する意見・情報の場合には、できる限り当該項目や「委員の意見」を明示して下さい。

例 1 : 「論点整理」3 頁の「(1)違反行為に対して十分な抑止力が確保されていること」との項目については、・・・

例 2 : 「論点整理」3 頁の「違反行為を行った事業者などについては、行政処分や刑事処分が課(科)されるが、これらの処分は、違反行為を抑止する観点から、十分なものでなければならない。」との意見に関し、・・・

3. 提出方法

提出者名(個人の場合は氏名、法人・団体等の場合には名称)(ふりがな)、住所、所属団体名又は会社名(提出者が個人の場合)、連絡先(電話番号、FAX番号、電子メールアドレス等。提出者が法人・団体等の場合には、担当者の所属部署・氏名)を明記の上、次のいずれかの方法により、日本語にて提出して下さい。電話によるご提出は受け付けておりません。

方法	あて先
(1) インターネットの場合	下記URLより送信可能です。 http://www.ijinet.or.jp/cao/kanbou/opinion-antitrust.html * インターネットで提出される場合には、文字数制限(全角1000字以内)、使用文字制限(半角カナ、丸付数字、特殊文字は不可)があることを、予めご了承下さい。
(2) 郵送等の場合	〒100-8914 東京都千代田区永田町1-6-1 内閣府 大臣官房 独占禁止法基本問題検討室
(3) FAXの場合	03-5512-2916 内閣府 大臣官房 独占禁止法基本問題検討室

4. 留意点

(1) いただいた意見・情報、および提出時に明記していただいた提出者名、所属団体名又は会社名(提出者が個人の場合)は、公開される場合がありますので、予めご了承下さい(住所、連絡先が公開されることはありません)。

提出者名、所属団体名又は会社名(提出者が個人の場合)を非公開とすることを希望される方はその旨明記してください。

(2) ご提出いただいた意見・情報について、個別の回答を行うことはありません。

[本件についてのお問い合わせ先]

内閣府 大臣官房 独占禁止法基本問題検討室
電話:03-3581-3434

以上

「独占禁止法における違反抑止制度の在り方等に関する論点整理」の概要

検討の視点・留意点(共通認識)

- (1)違反行為に対して十分な抑止力が確保されていること
 - (2)実効的な法執行が可能であること
 - (3)行政処分の際に適正手続が確保されていること
 - (4)国内の他の制度や外国の制度とも比較しつつ検討すること
- 適正手続に配慮しつつ、いかに実効的な法執行を確保していくかという視点が重要。

違反抑止制度の在り方

違反行為の抑止のためには、**様々な法執行手段があることが効果的**(共通認識)。

(1)課徴金制度

課徴金の水準が違反行為抑止の観点から十分かどうか。
課徴金の対象となる違反行為類型を、私的独占(排除型)や不正な取引方法にも拡大すべきかどうか。
課徴金の賦課・額の算定について、事案の実情に応じて、柔軟に対応できる制度とすべきかどうか。
企業の法令遵守への取組みを課徴金の算定にあたり考慮する仕組みとすべきかどうか。

(2)刑事罰

課徴金と刑事罰の併科についてどう考えるか(憲法で禁止されている二重処罰にあたらぬか、政策的にどう考えるか。)

(3)法人の代表者に対する制裁の強化

違反行為のあった法人の代表者に対する制裁を強化すべきかどうか。

(4)民事訴訟の活用

違反抑止と被害者救済の観点から、**損害賠償請求訴訟、差止請求訴訟を活用しやすくする**措置を検討すべきではないか。

審査・審判の在り方

審判官の在り方についてどう考えるか(独立性、資格要件(法曹資格者とすべきかどうか)等)。

審判を経て処分を行う手続を処分後に**不服審査としての審判を行う手続としたこと**についてどう考えるか(適正手続、手続の効率性の観点)。

不服審査の在り方をどう考えるか(公正取引委員会の審判を経ることなく、**裁判所に取消訴訟を提起できる制度**についてどう考えるか等)。

現在別個の手続とされている**排除措置命令と課徴金納付命令の在り方**についてどう考えるか。

審査・審判における適正手続の保障についてどう考えるか。

不公正な取引方法に対する措置の在り方

不公正な取引方法を**課徴金・刑事罰の対象とすべきか**どうか(公正取引委員会の告示によって具体的な構成要件が定められていることとの関係等)。

その他

公共調達における入札談合問題についてどう考えるか。
公正取引委員会が行う警告、注意についてどう考えるか。